**平成２４年（フ）第２０５号**
三重県四日市市西新地16番８号　西新地ビル503
債務者　和田伊津子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第６６２号**
京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町20―５宏富荘102号、住民票上の住所京都市右京区太秦乾町23番地１　ドミール・エーデンＢ棟206
債務者　横田ます子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第９６９号**
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅大受団地８―402
債務者　大浦由美子（債務発生時の姓古川）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０８０号**
京都市右京区西京極火打畑町２―２　ラ・エトワル105号、住民票上の住所京都市右京区西京極中沢町１番地の13　サンシティ西京極１番館203号
債務者　高山　龍三
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第４０３号**
兵庫県尼崎市神崎町21番33―901号
債務者　川元　和代
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４７３号**
兵庫県尼崎市東園田町１丁目207番地パレ207　301号
債務者　中西　信行
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４７４号**
兵庫県尼崎市東園田町１丁目207番地パレ207　301号
債務者　中西　菊野
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５１３号**
兵庫県西宮市小松町１丁目１番25―202号、従前の住所兵庫県西宮市上甲子園３丁目９番24―405号
債務者　中尾　彩子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５５５号**
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目９番11号プレミアム塚口306号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目12番14号第２細田マンション106
債務者　足立　治郎
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１７７号**
奈良県大和郡山市下三橋町520番地12
債務者　野村美代子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第２８３号**
奈良県山辺郡山添村大字北野1484番地の３
債務者　小山　公久
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第３１８号**
奈良市二条大路南５丁目６番５号　やよい荘102号
債務者　車谷キヨ子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１０６号**
鳥取県鳥取市西品治172番地
債務者　澤田　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０８号**
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富712番地６
債務者　若本　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９３号**
広島県尾道市高須町4867番地３　ソニアタカス205
債務者　檜和田芳一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２４年（フ）第９６号**
広島県三原市頼兼２丁目７番11―１号
債務者　岡本　浩幸
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係